

# 浴 場 業 の 振 興 指 針

平成2年8月27日  
厚生省告示第164号  
一部改正  
平成7年2月2日  
厚生省告示第15号  
平成12年2月29日  
厚生省告示第52号

厚生省生活衛生局指導課

# 目 次

前 文	1
第一 平成十六年度末における経営振興の目標に関する事項	2
一 需要及び供給の見通し	2
二 サービスの向上	2
三 施設・設備の近代化	2
四 経営規模及び経営管理の目標	3
五 経費の適正配分	3
六 衛生水準の向上及び衛生管理	3
第二 経営振興の目標を達成するために必要な事項	4
一 経営管理の近代化、合理化	4
（一）経営方針の確立及び将来指針の策定	4
（二）経営の計画化	4
（三）経営の複合化	4
（四）作業管理の近代化	5
（五）経理の改善	5
（六）経費の節減及び適正配分	5
二 施設及び設備の整備	5
（一）施設及び設備の適正規模	5
（二）浴場形態の工夫、施設の整備	5
（三）高齢者、障害者のための施設・設備の整備	5
（四）省エネルギーの推進	5
三 広報、各種行事の実施	6
四 事業の共同化、協業化	6
五 従事者の資質の向上	6
六 新技術の開発・導入	7
七 需要の拡大	7
八 組合活動の活性化	7
第三 経営振興に際し配慮すべき事項	8
一 従業者に対する労働条件の改善及び福利厚生の充実	8
二 衛生管理	8
三 従業者の安全衛生の確保	8
四 環境の保全	8
第四 利用者利益の増進に関する事項	10
一 普及啓発活動	10
二 表示の適正化	10
三 事故の防止	10
四 利用者の信頼の確保	10
五 その他利用者利益の擁護	10
第五 振興指針の有効活用の方策	11

# 浴場業の振興指針

環境衛生関係営業は、国民の日常生活に密接に関係して、その充実向上に大いに貢献している。今日、環境衛生関係営業の施設総数は、二百五十四万施設を超え、我が国経済に占める割合も増大している。しかし、環境衛生関係営業は、その大部分が経営基盤のぜい弱な中小零細企業であり、慢性的な過当競争という厳しい経営環境にあるため、衛生水準の維持向上等を通じ利用者又は消費者の生活向上に資するという社会的要請に必ずしも十分に応えられていないのが実状である。

このような現状に照らして考えると、環境衛生関係営業の振興を積極的に図り、その社会的責務を果たしていくことが、国民経済の安定の上からも重要な課題となっている。

特に、浴場業は、高温多湿な我が国の気候風土の中で多くの人々に入浴の機会を提供し、地域の保健衛生水準の維持向上に大いに役立つところであり、地域のふれあいの場としても重要な役割を担うなど、我が国独特の生活文化を築いてきた。

しかし、近年、住宅環境の改善による自家風呂の普及、生活様式の変化等により浴場業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある。中でも一般公衆浴場、いわゆる「銭湯」にあつては、物価統制令により入浴料金が指定されていることもあり、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（以下「確保法」という。）に基づき、金融、税制上の措置等の諸施策を実施しているが、利用者数の減少に伴う収益の減少、地価や営業費用の高騰、人手不足、施設・設備の老朽化等による経営環境の悪化や相続税の負担増等による後継者難により年々転廃業が進み、施設数が激減しているところである。

しかしながら、一般公衆浴場業は、自家風呂を持たない人々に対して入浴の機会を提供するとともに、自家風呂保有者に対しても手軽に利用でき、ゆとりと安らぎを与える等、衛生的で快適な生活を確保することにより国民生活の充実に大きく貢献するものであり、今後ともその確保は社会的な要請となっている。

このため、確保法による施策をさらに推進するとともに、現在、一般公衆浴場業が抱えている諸問題を克服し、利用者の要望に的確に対応することにより、自家風呂保有者等の需要を喚起できるよう営業の振興を計画的に図り、もって公衆衛生の向上と利用者の利益の擁護に資することを目的として、今般、一般公衆浴場業の振興のために必要な指針を定めるものとする。

## 第一 平成十六年度末における経営振興の目標に関する事項

### 一 需要及び供給の見通し

(一) 一般公衆浴場は、国民の保健衛生水準の確保及び地域のふれあいの場として重要な役割を担ってきたが、一世帯当たりの年間利用回数は昭和五十五年の二十七・九回から平成九年の三・四回へと、また施設数も昭和五十五年の一万五千六百九十六施設から平成十年には八千七百九十施設へと大幅な減少を示し、その収益も伸び悩みの傾向にある。このような一般公衆浴場の衰退の原因としては、近年の自家風呂の普及、利用者の要望の多様化等に伴う利用者の減少、地価や営業費用の高騰、人手不足等による経営環境の悪化、施設の老朽化、後継者難、営業者自身の経営意欲の低下等が考えられる。

しかし、一方で最近のレジャーブームや健康志向等により、温泉や健康増進のための設備等を併せ持ついわゆる健康ランドやスーパー銭湯と呼ばれるような一般公衆浴場以外の入浴施設が昭和五十五年には八千四施設であったのが、平成十年には一万六千六百二十六施設と増加しており、これらの施設が普及することにより、一般公衆浴場以外の入浴施設では利用者が増えているという実態もあり、浴場業に対する需要は依然として根強いものがある。

したがって、一般公衆浴場も、健康の維持増進に役立ち、心身のリフレッシュ等を促すゆとり感覚を与え、地域住民の一層のふれあいの場となるとともに、身近な情報サービスを提供し、デイサービスセンター（日帰り介護施設）の利用者に対して入浴の場を提供するなど福祉制度との連携の役割をも認識し、利用者の要望の多様化等へ積極的に対応することにより、自家風呂保有者の需要が喚起できる付加価値性の高い業態への移行を図り、経営の合理化を推進していく必要がある。

(二) 以上を踏まえて、平成十六年度における一般公衆浴場業の需要額を、売上額等の動向から、一千五百億円と見込み、これに対応した供給を行うことを目標とする。

### 二 サービスの向上

(一) 一般公衆浴場においては、営業者や従業者の接客態度が利用者の満足感に大きな影響を与えるので、短時間の接客時に爽やかなサービスを心掛ける必要がある。また、固定客の確保を図る観点からも従来実施している敬老の日、母の日、子供の日等の無料優待制度、菖蒲湯、柚子湯等のサービスや冷水、麦茶等の無料サービスに加え、浴場用品の種類の多様化やその価格の改善を行うとともに、一步踏み込んで利用者の潜在的要望を積極的に引き出すため、優待制度付きのプリペイドカード、回数券、家族券の発行を行うほか、自由な発想で新たなサービスの開発を行うことを目標とする。

(二) 近年の急速な高齢化の進行や家族の小規模化による家庭内介護力の低下等により、高齢者、障害者等の中には入浴機会が制約される者が増加している。これらの者は一般公衆浴場の潜在的利用者であることから、営業者は、健康保持はもとより公衆浴場確保の観点からも、地方自治体が行っている地域の虚弱老人及び寝たきり老人等に対する福祉入浴援助事業に積極的に協力する等いわゆる福祉浴場事業の推進に努めるものとする。

### 三 施設・設備の近代化

営業者は、利用者の利便及び快適性を確保し、ひいては、自家風呂保有者等の利用の増加

を図るため、老朽化の目立つ施設については建替え、改装等を行うよう努める。

さらに、自家風呂の普及を踏まえ、自家風呂保有者の利用の増加を図る観点から、気泡風呂やジェット風呂、露天風呂、大型浴槽、サウナ等を備えた浴室、マッサージ設備、BGM等、家庭にはないリラクゼーション設備を整備するとともに、脱衣室の冷暖房化やハンガー付きロッカーの設置を推進し、カランやシャワーの配置にも十分配慮する等ゆとり感のある質の高い空間づくりに努める。

また、エアロビクススタジオやアスレチックルーム等の健康の維持増進の場や、休憩室や談話室、健康情報誌等の図書コーナー、趣味の教室等の地域のふれあいと文化活動の場を設け、また、CATV等による情報の提供や、コインランドリー、軽食コーナー、健康機器の設置を行う等利用者の利便に配慮した施設・設備の多様化を推進するとともに、コミュニティセンター、デイサービスセンター等の機能を有する公共的施設との複合化を推進する等、地域の特性、利用者の要望に沿った施設・設備の近代化を図ることを目標とする。

#### 四 経営規模及び経営管理の目標

一般公衆浴場営業においては、一般に、明確な企業的経営方針が確立されないまま、現状維持的経営が行われ、収益性の向上や経営の近代化が遅れているのが実状である。

したがって、営業者は、諸経費の上昇、利用者の数、階層等の動向、利用者の要望の多様化等現在置かれている社会的経済的諸条件やその見通しを十分に考慮することはもとより、自己の経営力、経営目標等を十分参酌し、それらに適切に対応するため常に将来を予測した明確な経営方針を確立し、利用者の要望を充足するような体制を整え、自己の経営力に適した経営規模又は施設の形態を実現することを目標とする。

また、営業者は、低収益性のカバーのため、利用者の要望に沿ったサービスの多様化・施設の複合化等に取り組むとともに、近代的経営の推進に努める。

#### 五 経費の適正配分

営業者は、人件費、光熱水料等について、より詳細な経費分析を行うことはもとより、多様化や複合化を推進する場合は会計区分、費用分析を行い経費のより効率的な配分及び活用を図る。

#### 六 衛生水準の向上及び衛生管理

一般公衆浴場業は、不特定多数の者を入浴させるという公益性の高い業種である。

したがって、営業者は、衛生水準の向上を図り、より清潔で快適な浴場の整備を図るため、「公衆浴場における衛生等管理要領」等に従って浴槽水等の水質管理や排水等の管理については万全の措置を講ずることはもちろんのこと、換気、防湿に配慮するとともに、衛生害虫等の駆除、浴室、脱衣室、トイレ等の清掃等に十分配慮することはもとより、足拭きマットその他の設備についても、衛生の保持に努めるほか、利用者に不快感を与えることのないよう努める。また、従業員の健康管理を徹底することを目標とする。